政令 No. 33697 (2007年4月18日付)

MINAE第33697号

共和国大統領および環境エネルギー大臣

憲法第46条、第50条、第140条3) 款および18) 款、第146条、1995年10月4日付 第7554番環境法第46条、第47条および1998年4月30日付生物多様性法第7788号 第62条、第69条による権利の行使において。

背景事項:

第1—1994年7月28日付官報第143号で発表された1994年6月30日付第7416番法を通じ、コスタリカの批准した生物多様性条約は、第15条において、天然資源に関する政府の主権的権利を認識した上で、遺伝学的資源へのアクセスを調整する能力は、政府の力であり、国内法に従い、環境的に適切な利用のためのアクセスを容易にするよう各部署が状態を作り出す努力をすることを明記する。

第2—1988年5月27日付官報第101号にて発表された1988年4月30日付生物多様性法第7788番第6条は、野生であるか飼育または栽培されたものであるかを問わず、生物多様性の構成要素の遺伝学的および生化学的性質は公有に属し、国はアクセスに関する規則により、公有の財産の一部である生物多様性の構成要素の調査、研究、生物資源探索および利用、ならびにあらゆる遺伝資源および生化学資源の利用を認可すると規定する。

第3—生物多様性法第7788号第14条は、生物多様性の管理のための国内委員会(以降CONAGEBIO)を創設し、生物多様性の保全、維持可能な利用および復元などの権力を持つ。

第4—同法第62条は、「生息域内および生息域外の生物多様性の遺伝的構成要素および生化学物質に関するアクセス政策の提案は、生物多様性管理委員会の任務である。委員会は、生物多様性に関する知的財産権の保護の請求手続きにおいて必須とされる協議機関として機能する。この問題に関わる条項は、

政令番号: N° 33697-MINAE EL PRESIDENTE DE LA REPÚBLICA Y EL MINISTRO DEL AMBIENTE Y ENERGÍA 原文リンク: https://www.cbd.int/doc/measures/abs/msr-abs-cr3-es.pdf (最終アクセス日: 平成 27 年 7 月 28 日) 遺伝学的構成要素および生化学物質へのアクセス、および生物多様性に関する 知的財産権の保護に関する総則である。行政および利害関係者はこれらの条項 を遵守しなければならない。」と規定している。

第5—遺伝学的および生化学的要素および生物多様性の資源へのアクセスは、生物多様性法および様々な国際決議および条約、つまり生物多様性条約および原住民及び種族民条約第169号(1992年12月4日発表官報第234号1992年11月3日付法律第7316号)によって管理される。

第6—CONAGEBIOは、当政令の作成において、遺伝学的資源へのアクセスおよび生物多様性条約の利用からの利益の公正で衝平な分配ボン条約、FAOによる食料農業植物遺伝資源条約(2006年9月25日付官報2006年6月17日付第185号法律第8539号)への同意、遺伝学的および生化学的資源、関連伝統的知識へのアクセスのための中米条約またへの同意を考慮した。

第7—生物多様性法第69条は、「コスタリカの領域内で実施しようとされる生物多様性の遺伝素材または生化学物質にかかわる全ての研究計画または生物資源探索計画は、アクセス許可を必要とする。正式に登録された生息域外収集に関しては、この法律の規定で個別の許可を付与する手続きを定める。」と規定する。

第8—生物多様性法第17条3款は、技術事務局の機能が、「生物多様性の要素へのアクセス申請、生息域外収集、遺伝子操作に従事する個人または法人の最新の登録を維持管理する」ことであると確立する。

第9—上記アクセスに関する国内、国際法的規定以外に、生物多様性法第101条、環境法第6条、1995年11月13日官報第215号1995年付10月4日法律第7554号、1992年リオ宣言第10原則に記載の地域社会の参加の原則に従い、CONAGEBIOは、最も効果的で透明性を持って参加し義務を果たすため、各専門家、関係セクターや国内機関に規約の起草に対するアドバイスを受けるため、様々な機会において協議やワークショップを実施した。

10.—生物多様性法第80条は、種子局および知的財産および工業所有権登録局は、生物多様性の構成要素にかかわる工夫に対して知的財産権または工業所有権の保護を与えるのに先立ち、生物多様性管理員会の技術事務局と協議し

なければならない。これらの当局は技術事務局が発行する原産地証明書および 情報に基づく事前の同意を必ず提示しなければならない。技術事務局による正 当な異議が申し立てられた場合、特許の登録または当該工夫の保護は禁止され ることを確立する。

11.— 2004年11月2日付官報第214号2004年3月19日付MINAE政令第32066号第1条により改訂された、2003年12月15日付官報第241号2003年10月3日付MINAE政令第31514号経過措置1は、「生息域外で保管されている生物多様性の遺伝学的構成要素および生化学物質および資源について。本規則の発表から6カ月の期間に、CONAGEBIOは、生物多様性法第69条に従い、専門家グループの支援により生息域外で保管されている、生物多様性の遺伝学的構成要素および生化学物質、資源へのアクセスのための手続きを決定する。本規則が確立されていない期間、この状態にある素材の生物資源探索または商業的利用のアクセス許可は承認されない。」と確立する。

12.—生息域内保存システムを支援し、国益となる遺伝学的および生化学 的資源を保存し、絶滅の危機に瀕している種の生存率を保証するため、生息域 外での保存の努力は必要不可欠である。このため、

ここに以下を発令する:

生息域外状態での遺伝学的資源および生化学的資源 生物多様性の構成要素へのアクセスのための規則

第I章

総則

第1条—**適用範囲。**本政令は、本政令第5条により、野生であるか飼育または栽培されたもの、陸生、海生、淡水、または空生、憲法第6条で定義された国土または体系的でない地域に存在する、個人、法人、公共機関または民間企業の収集における、生息域外状態の生物多様性の遺伝学的構成要素および生化

学物質および資源に関して適用される。また、本政令は、関連伝統的知識や上記要素および資源および/または伝統的知識の利用から派生した利益の公正で衝平な分配の保護を監督、調整する。

本政令の発表以降、生息域外状態の遺伝学的および生化学的資源および生物多様性の構成要素へのアクセスは、必要に応じて、本規則およびMINAE政令第31514号の規定に従わなければならない。

第2条—除外。生物多様性法第4条の規定とは別に、有機資源として利用される生息域外状態の生物多様性構成要素および資源は本規則を適用せず、これらは、1996年4月16日官報第72号1996年2月13日付森林法第7575号および改訂、1992年12月7日付官報第235号1992年10月30日付野生生物保全法第7317号および改訂、1994年3月29日付官報第62号1994年3月16日付INCOPESCA促進法第7384号および改訂、2005年4月25日付官報第78号2005年3月1日付漁業法第8436号および改訂、1997年5月2日付官報第83号1997年4月8日付植物衛生保護法第第7664号および改訂、1979年1月10日付官報第7号1978年12月4日付種子法第6289号での規定を継続する。

さらに、生物多様性法第4条に従い、原住民および地域社会の中で行われる生化学資源または遺伝資源のやりとり、原住民および地域社会による非営利の慣習、利用または習慣から生じる関連知識にも適用されない。

飼い慣らされた動物の遺伝学的および生化学的要素および生物多様性の 資源へのアクセスは、本政令経過措置1に従い調整する。

第3条—管轄当局。CONAGEBIOは、遺伝学的および生化学的資源および生物多様性の構成要素、関連知識へのアクセスに関する政策を提案する管轄当局で、政策はアクセスにより派生した利益の公正で衝平な分配など、適切な科学・技術移転を保証する。

CONAGEBIO技術事務局は、生物多様性法第17条に従い、本規則における関連伝統的知識など、生息域外状態の生物多様性の遺伝学的構成要素および生化学物質および資源へのアクセス申請の手続き、承認、却下、監視を行う。

CONAGEBIOは、生物多様性条約事務局に対し、生物多様性の遺伝学的

および生化学的資源へのアクセスおよびアクセスから派生する利益の分配の点でフォーカスポイントとして機能する。

第4条—**定義**。本政令の適用および解釈のため、1988年5月27日付官報第101号1988年4月30日付生物多様性法第7条、2003年12月15日付官報第241号2003年10月3日付MINAE政令第31514号第6条、1992年12月7日付官報第235号1992年10月30日付野生生物保全法第7317号第2条および2005年9月20日付官報第180号2005年3月10日付政令政令第MINAE-32633号野生生物保全法規則第2条に記載の定義以外に以下を参照に利用する:

- 4.1 収蔵品: 生存収集、またはその保全もしくは利用のための保存収集に維持されている1つまたは複数の標本の集まりで、同一集団、生息地、地理的ロケーションの植物、菌株、細胞株または他の有機体のサンプルである。エントリーとしても知られる。
- 4.2 DNA: デオキシリボ核酸。通常非平行ポリヌクレオチド鎖によって形成される高分子は、水素ブリッジで結合され、砂糖残基はデオキシリボースである。これは、遺伝子情報を含む主な分子である。
- 4.3 対立遺伝子: 非コード遺伝子または分子マーカーの2つまたはそれ以上の代替形式で、染色体上で同じ位置・軌跡・を占有することができる。
- 4.4 飼い慣らされた動物: 自分の意思で、生き、感じ、動く有機体で、人間 の努力により、その野生生活を変え、場合によっては、人間との共同生 活に慣れている。
- 4.5 精英樹: その遺伝学的優位性が、後代検定またはクローン実験により検証された樹木。
- 4.6 プラス樹:複数の特性において表現型的に優れた-卓越した-樹木。
- 4.7 節足動物: 直線の線形部分で形成された、外骨格をクチクラで覆われ、 付属の関節部分を備える左右対称の体を持つ無脊椎動物。
- 4.8 独立栄養生物: 無機物質から自身の有機物質を作成できる有機体。
- 4.9 種子バンク: 生息域外植物保全のひとつの方法として役立つ、植物の代

表的サンプルの種子やほかの遺伝資源の収集物。また、これは、地面に 埋まっている休眠種子および生存種子の保管庫で、これらの種子は環境 条件が良好なときに発芽させる必要がある。

- 4.10 遺伝子バンク: 増殖性の物質の収集物で、長期間生存を維持する条件下で格納されている。これらには、種子、花粉、組織培養、植物繁殖材料、DNA、あるいは農園のように完全な形で成長している植物、動物の遺伝子を含む。
- 4.11 精子バンク: 将来、人工授精に利用するための動物の精子サンプルを保管する場所。
- 4.12 特性決定: 区別または差別化するため、植物、動物、微生物、その他の生物、およびそれらの部分、組織の構造的、機能的、分子的属性の測定。
- 4.13 人工授精センター: 調査機関および動物の施設が同一の空間にある精子処理センター。
- 4.14 菌株: 一つの種内の単一の個体からの降下によって得た個人のグループ.
- 4.15 受精卵: 動物および植物の有性生殖における、雌性配偶子と雄性配偶子 の結合による細胞。
- 4.16 クローン: 遺伝学的に同一の個体の集合。
- 4.17 活動的な収集: 中短期的に保管され、研究、配布、または利用のために維持されている遺伝資源のサンプルまたはアクセッションの集合。
- 4.18 基本収集、またはベースの収集: 保存目的で、長期間保管されている遺 伝資源のアクセッションの広大で完全な収集。活動的な収集のギャップ を埋めるために利用する。
- 4.19 体系的生息域外収集: 生きているか死んでいるかに関わらず、植物、動物、微生物またはその他の生物の代表的なサンプル、部分、組織の体系的収集。これらの収集は、ハーブ園、抽出物ライブラリー、DNA完全体、磨砕DNA、植物園、種子バンク、遺伝資源または遺伝子バンク、*in vitro*、

採種園、動物園、繁殖センター、水族館、レスキューセンター、動物精子バンク、微生物収集、菌類または節足動物、その他の繁殖物質の収集などがある。体系的収集を意味し、科学名、起源または由来など関係情報、アクセッションなどを明記する。

- 4.20 コンパウンド: 自家生殖植物において、疾患への応答に違いがある、有 利な農業特性のシリーズで同一の自殖系統の集団の等量の混合物。
- 4.21 冷凍保存: 非常に低温で保存されることにより、休眠状態で遺伝資源を保全すること。通常、液体窒素内で行われる。植物の種子、花粉、微生物、動物の精子および組織培養の細胞株の保管に適用される。
- 4.22 細胞培養およびプロトプラスト培養: 単細胞、多細胞有機体から隔離した、細胞またはプロトプラストの*in vitro*培養。
- 4.23 胚: 受精卵の最初の細胞分裂から異なる組織の形成の開始まで起こる 複細胞有機体の成長の最初の状態。
- 4.24 起源のテスト: 1つまたはそれ以上の性質を決定するため、1つまたはそれ以上の環境における遺伝資源の起源・地理的起源および/または1個体の遺伝学的起源・を確立するテスト。起源は、出自となる場合もあり、その場合は、産地と一致し、外来種の場合、派生起源と呼ばれる。
- 4.25 子孫のテスト: ある性質の集団における兄弟または半兄弟の異なる家族の遺伝子型値を確立し、比較する、物質の遺伝学的可能性を評価するテスト。

動物の場合、彼らの子孫の表現型を調べることによって、種の遺伝子型を復号化するために用いる遺伝学的改善テスト。

樹木の場合、各族は母樹から派生しているため、テストでその子の行動を通じ、母樹の遺伝学的価値を評価する。プラス樹の場合、より良い族の遺伝学的品質を評価するために定義された実験設計において、プラス樹の子孫を植える。

4.26 遺伝学的侵食: 自然のプロセスまたは人間によるプロセスから発生し

た種間または種内の遺伝学的生物多様性の時間に伴う損失または劣化。

- 4.27 飼い慣らされた種: 生きている有機体で、人間との密接な関係において 進化し、人間の活動の利用のためにその野生条件を変えながら、自然生 息地外での繁殖を達成した。
- 4.28 抽出物:液体またはより複雑な固体から分離された単純なコンパウンドで、完全有機体から分離することも可能。
- 4.29 抽出物ライブラリー:抽出物の収集を保管する場所。
- 4.30 FAO: 食糧や農業のための国連の機関機関。
- 4.31 表現型: 有機体の物理的外観で、そのおかれる環境と遺伝子型の相互作用を反映する。個体における測定、観測可能な特性。
- 4.32 遺伝子ライブラリー: 有機体のゲノムの完全なDNAで、重複またはオーバーラップする配列集団を生成する制限エンドヌクレアーゼ酵素の消化により、最初、塊に切断される。ここで生成された断片が性格に選択されたベクトルにリンクされ、生きている細胞に転送され、クローンとなる。
- オーバーラップしたDNA断片集団から実施した、DNAのクローンの収集は、 有機体のゲノムの代表である。
- 4.33 遺伝子型: 個体-対立遺伝子の特有の集団-の完全な遺伝遺伝学的構成。 遺伝性要因の集団で、有機体の外部刺激に対する反応の形式を調節する。 遺伝子座における有機体の遺伝学的構造で、特定の表現型を作成する。
- 4.34 遺伝資源: 持っている遺伝子情報の研究、管理または利用のために維持する、植物の繁殖、調査、保全に役立つ植物、種子、その他の植物の部分。
- 4.35 ハーブ園: プレスした、乾燥植物の収集で、決められた順序に整理され、 参照または研究のためにアクセス可能。長期間に渡り乾燥植物が保存される、伝統的な方法。植物の説明、採取場所、分布、季節学、植物サン

プルの変動性を含む。

- 4.36 従属栄養性: 無機物質から有機物質を作成できない有機体で、他の生物から栄養を得る。
- 4.37 交雑: 遺伝的に異なる親からの子孫の生成で、自然の過程によるもの、または人間の介入—人工的選択-によるもので、遺伝子の新しい組み合わせや変動性を生み出す。異なる種、または品種の2種類の植物または動物の子孫。
- 4.38 採種園: 樹木のクローンまたは子孫の農園で、経済的に重要なある特性により集中的に選択された、低級樹木の花粉汚染を減少させるため隔離された、または操作された、種子の生成を増加させ、その採取を容易にするよう集中的にそうさされた農園。遺伝学的認証を受けた採種園とは、農園の中の可能性のある場所で確立され評価された子孫テストの結果が支持し、その優位性を示したクローンまたは個体のみを保全するのに必要な遺伝学的伐採を行なった場所。認証を受けていない採種園は、前述の農園に類似するが、遺伝学的テストを行なっていない、またはテストから年数が経っていないため、遺伝学的間伐を行なっていない場所。この農園は、遺伝学的テストの結果に支持されないが、採種林のような他の採種場より遺伝学的利益が高いため、優位である。
- 4.39 *IN VITRO*: 一般的に管理された条件下で、ガラスやプラスチックの管で実行する技術や実験など、実験的な方法で実験室で生産される。
- 4.40 植物園: 保全、調査、展示、教育の目的で、植物の記録収集を維持するセンター。
- 4.41 細胞株: 共通する祖先に関係する個体の集団の細胞系列- *in vitro*培養で維持、または*in vivo*で確認できる。
- 4.42 遺伝子座loci: 遺伝子座locusの複数形。
- 4.43 遺伝子座: 染色体内の遺伝子または遺伝子マーカーの特定の物理的位置。染色体内の遺伝子の位置。

- 4.44 磨砕: 有機体の一部の組織を、さらに細かい質感が得られるまで押しつ ぶす事により出来た製品で、場合によっては粉末。
- 4.45 遺伝子マーカーまたは分子マーカー: 遺伝を追跡できるDNAの断片。 遺伝子またはDNAの断片がマーカーとなり、既知の機能または非符号化機能はない。
 - マーカーは、確認されていないが、おおよその位置が分かっている遺伝子 の遺伝パターンを追跡する間接的な方法としてよく利用される。
- 4.46 美術館: 非営利で、恒久的な機関で、社会やその成長へのサービスを提供し、一般に公開する機関で、自然と人間の進化に関する教育、普及、証言を獲得、保管、調査、通信、展示する。
- 4.47 近縁野生種: 野生で成長する飼い慣らされた種の近縁種。
 - 1つかそれ以上の培養種とある段階の遺伝的関係を持つ、培養していない植物、植物の種、野生品種。
- 4.48 集団: 同一種の個体の集団で、特定の時期にある地域を占有し、一般的 に種の他の集団から部分的に隔離されている。
- 4.49 体系的な*生息域外*遺伝学的および生化学的資源:生きているか、死んでいるかを問わず、植物、動物、微生物またはその他の生物のサンプル、部分または組織の集団で、体系的*生息域外*収集のパラメータや完全生で管理されていないもの。
- 4.50 林:他の隣接する集団とは異なり、組成、構成、樹齢、空間分布または 条件において十分な均一性を持つ樹木の集団で、林を形成する。一つの 異なる単位を構成する組成、構成、質や年齢、大きさの分布の観点から、 十分な均一性のある植物の継続的な集団。
- 4.51 採種林: 低級樹木を伐採し、種子の早期的で豊富な生成のために操作され、改善した上級林。
- 4.52 精液: 動物の生殖器で生成される精子および液体の集団。
- 4.53 クローン林業: 無性繁殖法、通常、幼木の挿し木を利用した、選択され

た樹木の植樹可能な素材の大量生産。

- 4.54 品種: 植物および動物の分類に利用される、種や亜種の下のカテゴリー。 同種の他の標本と区別させる、遺伝学的に継承された、異なる顕著な特性を持つ個体の集団。よく知られた低級の分類群の有機体集団で、変化することなく繁殖する能力を考慮し、1つの単体として考えられ、遺伝子型または遺伝子型の組み合わせの結果としての特性の表現により決定される。
- 4.55 ローカル品種: 地方の環境条件に適用された栽培植物の品種。
- 4.56 合成品種: 他殖性植物において、一連の共通の有利な農業形質を持つため選択された株もしくは植物の集団の交配による製品品種で、受粉は自由である。
- 4.57 ウイルス: タンパク質の被膜および核酸中核 (DNAまたはRNA) から構成される感染性粒子で、宿主生物に依存し増殖する。独立した新陳代謝の不在や、宿主生物の生きている細胞内でのみ繁殖できる能力の特徴を持つ、微視的な感染性病原体集団。ウイルスは、タンパク質の殻と核酸から成る; いくつかのウイルスは、膜で保護されている。感染された細胞の中で、ウイルスは複製し、子孫を生成するため、複製し、宿主生物の細胞を合成する能力を発揮する。
- 4.58 温室: 自然または人工的な方法を通じ、有性または無性で植物を繁殖させる、または目的に応じ、展示、保全、研究、商品化する管理地域または場所として定義される。ある場所に移植するため、温室から植物を植える場所。

第5条—生息域外状態の遺伝学的および生化学的要素および生物多様性の資源の永続性の規則。生息域外状態とは、自然生息地外での生物多様性の要素の永続性を意味する。前述は、個人または法人、公共または民間企業で維持されている体系的収集や、非体系的*生息域外*遺伝学的および生化学的資源を含む。

生息域外の2つの方法における遺伝学的および生化学的要素および資源

にアクセスするため、当事者によるアクセス許可の取得が必要で、本政令に定める手続きに従う。

生息域外の遺伝学的および生化学的要素および資源は、農場、冷凍室、 凍結状態、乾式または湿式に関わらず冷凍保存および*in vitro*または死んで保存 されることが可能である。

第II章

生息域外状態の生物多様性の構成要素および遺伝学的および生化学的資源への

アクセス許可、免許および合意の取得のための要件および手続き

第6条—生息域外体系的収集登録。個人または法人、公共または民間企業に関わらず、所有者、または責任者、もしくはその代理人は、事務局が作成し供給する用紙に従い、その生息域外体系的収集を技術事務局に登録しなければならない。この用紙は、当事者に該当する項目において、次の情報を記入しなければならない:

- a) 所有者、責任者または法定代理人の氏名及び身分証明書一式(通知の場所、手段を含める)。法定代理人の場合、法定代理人はそれを保証する文書を提出しなければならない。(必要に応じ、法人登記または有効な法的人物証明書の控え)。
- b) 収集の種類 (本規則第4条19款に従い、ハーブ園、摩砕、植物園、種子バンクやその他の収集)
- c) 正確な位置。
- d) 収集する素材 (動物、植物、微生物、菌類またはその他の生物の種類)、 その起源および/または原産地。
- e) 保全システムまたはアクセッションの永続性(本政令第5条最終段落による)。
- f) アクセッション、サンプルまたは標本数。

- g) 種の一覧表、デジタル版が存在する場合、データベースにアクセスできるインターネットアドレスを明記する。
- h) 情報の申告が宣誓下で行われたことの表明。
- i) 日付および所有者、責任者またはその法定代理人の署名。
- j) 技術事務局が必要と見なす場合、収集する*生息域外*状態の構成要素また は遺伝学的および生化学的資源に関する技術情報。

当事者が当条項に記載の情報を提出すると、技術事務局は15暦日で当事者 に不足した情報を明確にするまたは補充するよう、指示する。

情報を明確にする、または補充するため、当事者は10営業日の期間が与えられる。完全な形で必要な情報が提供されるか、または漏れや不足が指摘されなかった場合、技術事務局は最大30暦日の期間で申請を処理する。

技術事務局は、定められた期間に不足情報を提出しない場合、技術事務局は申請を記録する。

当事者が技術事務局の出した決定に異論がある場合には、3営業日以内に、 技術事務局に対する書面による取消し申請、及びCONAGEBIO に対する申立 てを提出でき、CONAGEBIOが行政手続を行う。この日数は決議通知の翌営 業日から計算する。

提出された情報に関し、技術事務局は、生息域外体系的収集において保全されている生物多様性の遺伝学的および生化学的資源に関する報告書を3年毎に作成し、生物多様性条約のクリアリング・ハウス・メカニズムへ送付する。

技術事務局は、可能な限り、公共および民間企業、国内、国際企業間と協力し、非体系的*生息域外*遺伝学的および生化学的資源の自主的な登録を推進する。

第7条—基礎研究、生物資源探索または商業的利用のためのアクセス許可申請の要件。基礎研究、生物資源探索または商業的利用のための生息域外状態の遺伝学的および生化学的要素および生物多様性の資源へのアクセス許可を申請するため、当事者またはその代理人は、該当する全てにおいて、MINAE

政令第31514号第8条および第9条に明記の用紙および文書を適宜提出しなければならない。

当事者が、MINAE政令第31514号第6条の定義、第22条の規定に従い、資源の移送の民間契約を提出した場合、技術事務局は、本政令付属Iに記載のモデル契約書に準じることを推奨する。

PICおよび相互に合意された条件を取得しなければならず、技術事務局の 規定のモデル契約に従い、生息域外状態で維持されている物質の所有者、責任 者または代理人と交渉する。

本政令の発効前に確立された収集のアクセスされる素材の原産地、起源の特定が可能な場合、素材の元来の提供者と利益を分配することも可能である。

新しい体系的収集へのアクセスまたは発効前に確立された収集における新たなアクセッションの場合、一本政令第8条に従い・、利益は、素材の元来の提供者とPICおよび相互に合意された条件における規定に従って分配する;この場合、当事者および/または生息域外状態で維持されている素材の所有者、責任者または代理人は、技術事務局へアクセス許可申請書を処理するために必要な文書の一部として、資源の元来の提供者とのPICおよび相互に合意された条件の控えを提供する。

さらに、当事者登録の時点から、いかなる種類の申請であれ、当事者は、本政令付属IIに含まれる行動規範を尊重することを誓い、これは定期的に技術事務局が確認する。この誓約は、技術事務局により、対象のアクセス許可を承認する決議、または枠組合意において指示される。当事者は、行動規範の改正による変更に従わなければならない。

第8条—新たな生息域外体系的収集の確立。技術事務局は、一本政令の発表後に確立された一新たな生息域外体系的収集の保有者、所有者および代理人に対し、アクセスした素材の起源および/または原産地を明示することを求める。

新たな収集の所有者、保有者または管理者と遺伝学的および生化学的要素および生物多様性の資源の元来の提供者間で交渉された、相互に合意された条件およびPIC間で、技術事務局は、第三者による遺伝学的および生化学的要素お

よび資源への将来的のアクセスから派生する可能性のある利益に関する契約を 提供することを推奨する。

第9条**承認または却下の決議。**技術事務局が発行する決議は、申請書が承認されたか、もしくは却下されたか、および決議の基本となる技術的、社会的または環境的正当性を明確に指示しなければならない。

技術事務局がアクセス許可を却下した場合、または当事者や資源提供者が 技術事務局の出した決定に異論がある場合には、3営業日以内に、技術事務局に 対する書面による取消し申請、及びCONAGEBIO に対する申立てを提出でき、 CONAGEBIOが行政手続を行う。この日数は決議通知の翌営業日から計算する。

生息域外状態の遺伝学的および生化学的要素および生物多様性の資源への アクセスの場合、技術事務局は相当するパスポートを発行する必要性を決定す る。

第10条—輸出および法的原産地証明。アクセス. アクセス許可の承認により、当事者に対し、アクセスによって得られた植物、動物、微生物またはその他の生物や種子、その他の部分、これらの製品、副製品などの輸出に関する国内法で規定されている義務の遂行が免除されることはない。

さらに、MINAE政令第31514号第19条の規定により、生息域外状態で維持されている遺伝学的および生化学的要素および資源へアクセスしようとしていて、国外で利用するために素材を当事者が輸出する必要がある場合、当事者自身が素材に添付するための法的原産地証明を必ず申請し、この証明書は、技術事務局によりMINAE政令第31514号第19条の規定に従って申請から15暦日以内に発行される。

第11条—**枠組合意。**技術事務局によって発行された決議で定められた条件に従い、公立大学および適切に登録されたその他の調査機関は、基礎研究、生物資源探索または商業利用のために—*生息域内、生息域外*に関わらず-生物多様性の遺伝学的または生化学物質または資源または関連知識、工夫、伝統的慣習へのアクセス許可の手続きを行うためCONAGEBIOと定期的に枠組合意を締結でき、作業に関する報告書を提出しなければならない。

国内、国外に関わらず、公立大学およびその他の調査機関はMINAE政令第31514 号第8条に規定の登録用紙を利用し、技術事務局に対して登録する。

この場合、大学や機関の法定代理人は、この利用に関し刑事的、また民事的責任がある。

これらの枠組合意の目的は、遺伝学的および生化学的要素および生物多様性の 資源の基礎研究、生物資源探索および商業的利用に従事する機関に対し、アク セス許可手続きおよび管理を容易にすることである。これらの枠組合意は、本 政令付属IIIに含まれるモデルに準じる事ができる。

第III章

生息域外保全

第12条—複製の保管。国内における生息域外での保存を推進するため、生物多様性条約第9条および生物多様性法第55条および第57条に従い、技術事務局は、生息域内状態の遺伝学的および生化学的要素および生物多様性の資源へのアクセス許可に関する決議において、本法令により登録された収集を維持する人物の持つ物理的空間、財源、科学的な資源を考慮しながら、既存の生息域外収集のいくつかにおけるアクセスした素材の複製を保管するよう当事者に求めることができる。

当事者は、素材の起源を明記し、複製の保管に関する前述の決議に定められた技術規定を遵守する。

これらの遺伝学的および生化学的資源へのそれ以降のアクセスは、基礎研究目的でのみ許可される。

第13条—情報または収集素材の帰還。当事者の申請書により、技術事務局は、コスタリカ起源の素材または国内でアクセスされた素材を維持する、外国の生息域外収集の所有者または責任者に対し、対象の情報の帰還を申請でき、生物多様性法第57条に定められた規定の場合には、標本や収集素材の帰還も申請できる。

技術事務局は、取得した情報の管理や帰還した素材の維持のため、その他の機関との協力を検討する。

第14条—**収集の維持**。*生息域外*収集の所有者、保有者または責任者が、収集の一部または全体の放棄、破壊または輸出を決定した場合、生物多様性法第57条に従い、これらの収集による素材の維持のため、その他の機関との協力を検討する。

第15条—*生息域外*保全の推進。技術事務局は、自身の取組または、当事者の申請により、国内、国外に関わらず公共または民間企業との調整において、 生息域外保全を推進するため、取組、プログラムまたは計画、資源管理、 技術の普及、助成金、技術支援、研修などを支援できる。

第IV章

最終規定および経過措置

第16条—規則の補足。本政令に定められていない事項は全て、2003年12月15日付官報2003年10月3日付MINAE政令第31514号および生物多様性法第7788号の規定となる。

第17条—**2003年12**月**15**日付官報**2003年10**月**3**日付**MINAE**政令**第31514**号の改正。

A. 第21条を以下のように改正する:

第21条。枠組合意。技術事務局によって発行された決議で定められた条件に従い、公立大学および適切に登録されたその他の調査機関は、基礎研究、生物資源探索または商業利用のために—生息域内、生息域外に関わらず・生物多様性の遺伝学的または生化学物質または資源または関連知識、工夫、伝統的慣習へのアクセス許可の手続きを行うためCONAGEBIOと定期的に枠組合意を締結でき、作業に関する報告書を提出しなければならない。

国内、国外に関わらず、公立大学およびその他の調査機関はMINAE政令第31514号第8条に規定の登録用紙を利用し、技術事務局に対して登録する。

この場合、大学や機関の法定代理人は、この利用に関し刑事的、また民事的責任がある。

これらの枠組合意の目的は、遺伝学的および生化学的要素および生物多様性の資源の基礎研究、生物資源探索および商業的利用に従事する機関に対し、アクセス許可手続きおよび管理を容易にすることである。これらの枠組合意は、本政令付属IIIに含まれるモデルに準じる事ができる。

B. 第6条a) 款を以下のように改正する:

- a) 資源の移送の決議。基礎研究のため、生息域外または生息域内状態で維持されている遺伝学的および生化学的要素および生物多様性の資源の交換、移送のための、個人または法人、公共または民間企業に関わらず当事者間で締結された合意。これらの決議は、生物多様性法第74条の規定に従い、技術事務局により承認されなければならない。資源の移送の合意は、どのような場合においても、対象のアクセス許可に代わるものではない。
- C. 第6条に款u bis)を追加する: u bis)ロイヤルティ。アクセスした遺伝学的または生化学的資源から派生した製品、副製品または商業価値のあるその他の素材の利用、流通、商品化により得る支払い、報酬。
- D. 第9条を以下のように改正する:

第9条。基礎研究、生物資源探索または商業的利用のためのアクセス許可を申請するための基本的要件。当事者または代理人は、本政令で定める用紙を明確に記入し、本条項で定める文書を添付しなければならない。全て非公式のスペイン語翻訳付きで提出しなければならない。

1. 申請書

以下の情報、文書を提供しなければならない:

- a) 当事者の氏名及び身分証明書一式(通知の場所を含める)。当事者自身が申請するのでない場合には、代理人のデータ及び当該の申請を行う根拠となる委任状が提示されなければならない。
- b) 申請人が海外に居住する個人又は企業である場合には、申請人は、コスタ リカ国内に居住する法定代理人が指定されなければならない。著明な国内 研究機関は法定代理人となることができる。基礎研究計画を発展させるた めの申請を行う外国人学生が申請人で、その結果が修士論文、博士論文の ためである場合、この事実および学生が計画または事前計画の承認を受け ていることを証明する相当する研究機関の保証書のみが必要で、コスタリ カ諮問機関の代理人による認証は必要でない。
- c) 申請する許可の種類: 基礎研究、生物資源探索または商業的利用。
- d) 研究、生物資源探索又は商業的利用のプロジェクトの名称。
- e) 必要に応じて、発行から3ヵ月以内の法人設立の登記書。
- f) 当事者及びプロジェクトを担当する研究者の身分証明書、パスポート、法 人登記書の写し。
- g) 必要に応じて、代理権委任状。
- h) 該当する場合には、本規則第22条に定める合意または契約書を提出する。
- i) 本規則第17条に定める技術事務局による申請手数料、管理費、その他の費用に対応する供託金のCONAGEBIOの銀行口座への支払い伝票。

2. 技術指針

この書類には次に揚げる情報を添付しなければならない:

- a) アクセスの当事者又はその代理人の氏名及び身分証明書一式。
- b) 各プロジェクトの中心的な研究者または生物資源探索担当者、または商業 的利用許可の申請担当者が当事者で無い場合、かかる者の氏名および身分 証明書一式。
- c) 申請の対象であるプロジェクトにより追求する目的及び目標、並びに研究、

生物資源探索又は商業的利用の範囲の説明

- d)研究、生物資源探索又は商業的利用が実行される地理的地域及び場所の位置。当該の土地の所有者若しくは権利者又は生息域外条件に保管される素材の権利者又は責任者を示し、地理的座標及び当該の土地が野生生物の保全地域、先住民の居住地域又は海水地域か淡水地域かの申告を含める。
- e) すべてのプロセスにかかるおおよその時間及び当該の場所に立ち入る回数。
- f) 生物多様性の遺伝・生化学資源へのアクセスの場合には、関係のある素材 の種類及び必要な素材のおおよその量。
- g) 素材の採取の方法論およびアクセス許可で利用するプロセス、実験的技術、 研究所の技術。
- h) 必要に応じて、研究、生物資源探索又は商業的利用の活動の国際的若しく は国内のカウンターパートの氏名及び身分証明書一式。
- i) 当該の資源又は関連する伝統的知識の将来的な移動先及びその後の移動先 の表示。
- j) 生物多様性資源の利用に関連する地域又は先住民の伝統的知識へのアクセスの場合には、かかる知識の利用についての表示。
- k) アクセスを求める要素若しくは資源又は関連する伝統的知識に関するこれ までの知識の裏付けとなる調査研究の提示。原書が他の言語で書かれてい る場合には、スペイン語による要約を添付しなければならない。
- 1) 研究、生物資源探索又は商業的利用活動が種及び生態系の保全に貢献する 形式。
- m) 遺伝資源や生物多様性の損失、絶滅の恐れのある種に対する間接的な損害や、個体群の減少を引き起こすような間接的損害、若しくは密猟など、生物多様性資源へのアクセス許可によって行われる素材の採取や加工が原因して、環境または文化に及ぼす潜在的なリスク。
- n) 作業日程。

- o) プロジェクト又は実行される予定のプロジェクト案の写し。
- p) 申告が宣誓下で行われたことの表明。
- 3. PICおよび相互に合意された条件.

PICおよび相互に合意された条件は、技術事務局が作成した模範契約に従って作成して、交渉されることがあり、その中で推奨されている条項には、以下の事項が含まれる:

- a) 研究、生物資源探索または商業的利用の目標。
- b) 研究、または利用の行われる場所として決定された場所。
- c) 当該の場所に立ち入る研究者、生物資源探索担当者又は許可された者の人数及びかかる者の身元を確認する方法。地域社会の者又は先住民の案内及び立会いが必要な場合には、当事者間の合意により、かかる者を正式に雇用し、報酬を支払わなければならない。
- d) 関係する素材の種類及び必要とされる素材のおおよその量。
- e) 素材を採取又は利用するために用いられる方法。
- f) 採取された標本の当初価格がある場合には、その価格。この価格と標本の 数は、本条項第4款で明記の供託金を決定する基盤となる。
- g) プロセス全体にかかるおおよその時間及びアクセスの場所に立ち入る回数。
- h) 遺伝・生化学要素又は資源の移送先及びその後の移送先。
- i) 出版物、手続、またはそれらをさらに利用する際には、資源及び関連知識 の出所についての証拠を提出する旨の当事者の正式な約束。
- j) 遺伝・生化学要素及び生物多様性資源に関する特徴、品質、用途、手続き 及び管理に関連する知識の交換について、及びこの知識が種と生態系の保 全に貢献する方法について合意された条件
- k) 生物多様性法第83条に規定規定される地域社会及び先住民の参加プロセスの慣習や結果から必要であると示されるその他の条件について合意され

た条件。

- 1) 共同体独自の知的財産権利については、地域社会および先住民の関連する 知識、慣習および工夫を保護する法的措置の規定を尊重する旨の当事者に よる表明。
- m) 必要に応じて、アクセスの文化的影響に関して実行可能な調査について合意された条件。
- n) 国内のカウンターパート、地域社会と先住民及び資源の提供者への研究、 生物資源探索又は商業的利用から派生した技術及び情報の移転の種類と方 法について合意された条件。
- o) 獲得された素材から派生する製品又は副産品の環境的、商業的、社会的、 科学的又は精神的利益(短期的・中長期的に生じ得る商業的利益を含める) の衡平な分配について合意された条件。技術事務局は、生物多様性条約第3 の目的に従ってかかる条件が実現されていることを確認する。
- p) 利益の分配についての条件のおおよその予測。
- q) 可能な限り男女が衡平に参加してPIC の合意がなされるように特に強調すること。
- r) 提供者と申請人の署名又は指紋。これにより、そのアクセスの条件に関する合意が正式なものとなる。
- s) 基礎研究又は生物資源探索の場合には、資源提供者、すなわち地方審議会若しくは特定の保全地域の管理官(州の所有地の場合)、地域社会若しくは先住民、農場の所有者、又は生息域外条件で保管される素材の所有者若しくは責任者、及び当事者は、本条項第4段落c)項の規定に従い、研究又は生物資源探索の予算の最大10%までの現金額を決定する。
- t) その他当事者と遺伝学的および生化学的要素および生物多様性の資源の提供者間で交渉される条項。

当事者または適法に登録されたその法定代理人は、生物多様性の遺伝学的構成要素および生化学物質または資源へのアクセスを実施する場所の代表者: 資源

が国有の場合、地方審議会、保全地域長、農場の所有者、地域社会または先住 民族の当局、生息域外で保管されている素材の所有者または責任者へ出向き、 アクセスの意義、範囲;彼らが求める関連知識の保護の条件;本条項の規定およ び本規則条項2に従い、アクセスの実践的な面、経済面、ロジスティック面に関 して話し合う。

アクセスを沿岸—海岸部で実践する場合は、環境有機法第40条で定義されている 湿地帯や指定保全地域境界内に該当してはならず、PICはINCOPESCAに対し て手続きを行い、INCOPESCAは当組織に登録されている科学技術委員会の顧 間を要請する。

アクセスを公道の端、河川、礁湖および湿地帯で実践する場合、PICは管轄地方 審議会または保全地域長に対して手続きを行う。

先住民居住地区の場合、7316番法OIT169条約の規定に従って情報を管理する。 PICは、関係者の要求があれば、対象の先住民族言語で提出しなければならない。

- 4. 基礎研究または生物資源探索の場合
- 1、2、3に明記された事項以外に、当事者は以下が義務付けられる:
 - a) 生物資源または商業的利用にかかわらず、許可の目的を変更する場合には、 各事案について定められた要件が満たされていることを明らかにする誓約 書を提出しなければならない。
 - b) 基礎研究、生物資源探索の最終成果又はそれから派生する学術論文及び印刷物の写し三部を提出しなければならない。各資源に関連する国の貢献及び知識は、これに基づき承認される。この写しは、技術事務局に一部、相当する保全地域に一部、土地の所有者又は提供者に一部提出。研究プロジェクトについての書類が、スペイン語以外の言語で作成されている場合には、スペイン語による要旨を添付しなければならない。
 - c) 当事者は、研究又は生物資源探索の予算の最大10%までを供託しなければならない。この割合は、当事者の意思に従って定められ、0%から10%となる。銀行口座かその他遺伝・生化学要素又は生物多様性資源の直接の提供者の指示する方法で供託される。当事者がすぐに契約した割合の全額を支

払うことができない場合、この割合の支払いは、当事者の受け取った予算の回数、支払いに応じて行い、技術事務局および提供者へ入金の通知を文書で行う。アクセス許可を付与する決議において、技術事務局は債務を確立する。この割合を交渉するため、申請対象の標本の数、価格などの基準を考慮する。

- 5. 一時的または定期的な商業的利用の場合
- 1、2、3に明記された事項以外に、当事者は以下の提出が義務付けられる:
 - a) アクセスされる予定の遺伝・生化学要素若しくは生物多様性資源又は関連 する伝統的知識の商業的利用の説明。
 - b) プロジェクトの商業的な実現可能性についての一般的な情報。
 - c) 技術事務局により裏書きされたPIC により予定されていた契約における 定義又は規定に従って、商業的利用の行われる場合には、保全地域全国制度、地域社会又は先住民、土地所有者、生息域外状況に保管される素材の 保有者又は責任者に代わって当事者が獲得したロイヤルティの最大50% までを支払う義務。当事者がすぐに契約した割合の全額を支払うことができない場合、この割合の支払いは、当事者の受け取ったロイヤルティの回数、支払いに応じて行い、技術事務局および提供者へ入金の通知を文書で行う。当事者が遺伝学的または生化学的資源を含む財産の所有者の場合、生物多様性の管理のための国内委員会 (CONAGEBIO)に対し、獲得するロイヤルティの最大50%までを支払う義務があり、この目的はその機能の遂行に投資するためである。この義務は、許可の承認の決議において技術事務局によって確立され、支払いを行わなければならない入金先銀行口座を明記する。

定期的な利用の場合、第6条h)款の規定に従い、技術事務局の承認を受けたら、本規則第11条で定められた許可の手続きが付属的に必要となる。国立公園、生物保護区の場合承認を受けることはできない。

E. 第10条を以下のように改正する:

第10条—申請承認期間。

当事者が当条項に記載の情報を提出すると、技術事務局は15暦日で当事者に不足した情報を明確にするまたは補充するよう、指示する。

情報を明確にする、または補充するため、当事者は10営業日の期間が与えられる。完全な形で必要な情報が提供されるか、または漏れや不足が指摘されなかった場合、技術事務局は最大30暦日の期間で申請を処理する。

技術事務局は、定められた期間に不足情報を提出しない場合、技術事務局は申請を記録する。

F. 第12条を以下のように改正する:

第12条。PICの裏書。

PICはCONAGEBIO技術事務局の裏書が必要である。

技術事務局は、生物多様性条約および生物多様性法の原則、目的およびコスタリカの法的規則における規定を考慮し、裏書を発行する。

前段落に従い、技術事務局が必要であると見なす場合、様々な相談を行なったり、PICの交渉および必要と見なされる追加情報を関係者に求めたりできる。

G. 第22条を以下のように改正する:

第22条. 個人間の合意および契約および/または資源の移送の合意の承認。

CONAGEBIO技術事務局は、国内の生物多様性の遺伝学的構成要素および生化学物質または資源へのアクセスに関係する場合、国内または海外の個人間または個人と登録された機関の間で締結された合意および契約および/または資源の移送の決議を承認する。これらの手続き、承認には、基礎研究、生物資源探索または商業的利用のそれぞれの場合に応じて、本政令および生物多様性法第63条、第64条、第65条、第69条、第70条、第71条の規定を遵守しなければならない。その検討および承認においては、非公開情報法第7975番の規定を考慮する。

必要な場合、コスタリカ法的規則に従い、委員会メンバーおよび技術事務局職員は、申請人と機密情報決議を締結できる。

申請したアクセス許可が付与された後に合意および/または契約および/または 資源の移送の合意が行われた場合、申請人は適切な承認を受けるため技術事務 局に提出しなければならない。そうでない場合、承認された許可が取消となる。

H. 経過措置2を以下のように改正する:

経過措置 2. 地域社会および先住民族の知識、工夫および慣習。生物多様性の遺伝学的および生化学的資源の利用に関する地域社会および先住民族の知識、工夫および慣習へ研究、生物資源探索または商業的利用のアクセス許可の場合、生物多様性法第66条、第82条、第85条および1992年12月4日発表官報第234号1992年11月3日付法律により承認された第7316号原住民及び種族民条約第169号に従って付与される。

第18条—**経過措置**:

経過措置I.生物多様性遺伝学的資源の飼い慣らされた動物へのアクセス。生物多様性の遺伝学的資源の飼い慣らされた動物へのアクセス規則を作成するため、CONAGEBIOは、専門技術者およびグループの助言や支援を得る。該当する政令は、本政令の発表日から最大24ヵ月の間に制定されなければならない。本規則が定められるまでの間は、この状態にある素材の生物資源探索または商業的利用のアクセス許可は付与されない。

経過措置II. 食糧および農業のための生息域外状態の植物遺伝資源へのアクセス。関連する規定を確立できる、2006年9月25日付官報2006年6月17日付第185号法律第8539号にて批准された食料農業植物遺伝資源条約の導入のための、特定の法規が定められるまでの間、食糧および農業のための生息域外状態の植物遺伝資源へのアクセスに関する前述の条約の適用のための国内当局は、生物多様性の管理のための国内委員会(CONAGEBIO)および技術事務所となり、生物多様性法第7788号およびMINAE政令第31514号に従い、このため、CONAGEBIOおよび技術事務所は、植物遺伝資源国内委員会(CONAREFI)を

諮問機関として利用する。

経過措置III. 生息域外収集の登録。Los生息域外収集の所有者または責任者またはその法定代理人は、本政令の発表から最大10ヵ月の間に、CONAGEBIO技術事務局に対しその収集を登録する。技術事務局は、対象の用紙を定める。

経過措置IV. 先住民族や地域社会の知識、工夫、慣習。生物多様性の遺伝学的および生化学的資源の利用における、地域社会や先住民族の知識、工夫および慣習に関する基礎研究、生物資源探索または商業的利用のアクセス許可は、生物多様性法第66条、第82条、第85条および1992年12月4日発表官報第234号1992年11月3日付法律第7316号にて承認された、先住民及び種族民条約第169号の規定に従い付与される。

第16条—発表後から有効となる。

共和国大統領府において-2007年2月6日11時、サンホセ。

オスカル アリアス サンチェス—環境エネルギー大臣、ホルヘ ロドリゲスキロス—1回—(申請書第 38208番)—C-680825.—(D33697-29467).

付属I. 資源の移送のモデル契約書

第1条.合意の当事者。

生物多様性条約の現行法、1994年7月28日付官報第143号1994年6月30日付第7416番法を通じ批准された1988年5月27日付官報第101号にて発表された、1988年4月30日付生物多様性法第7788番、2003年12月15日付官報第241号2003年10月3日付MINAE政令第31514号およびその改定で定められた、遺伝学的および生化学的資源および生物多様性の構成要素へのアクセスのための一般規定(以下「規定」)、200_年_月付官報第_号MINAE政令第 _____号を通じ定められた生息域外状態の遺伝学的および生化学的資源および生物多様性の構成要素へのアクセスのための規則(以下、「生息域外規則」)および関連法を考慮し、当資源の移送の合意(ATM)に署名する;これは

、以下「提供者」、および
(機関または企業の職員または法定代理人)、以下「当事者」間で締結される。
第2条. 承認された利用。
「提供者」は、「当事者」へ素材を移送し、その利用目的は以下のみとする:
計画の名称は以下である:; 中心となる研究者はである。
(氏名および身分証明)
は、以下の目的を持つ:
「当事者」が「提供者」の文書による事前承認なしに前述と異なる目的で利用することが出来ないことを意味する。
第3条. 素材。
当ATMの目的において、「素材」とは、国内における生息域外または <i>生息域内状態で</i> 維持されている遺伝学的および生化学的要素および生物多様性の資源を意
味する。
当ATMを通じ、「提供者」は「当事者」へ、以下に説明する、生息域外または生息域内状態で維持されている遺伝学的および生化学的要素および生物多様性の資源を引き渡す:
(科学名、コード、数量または標本またはアクセッション数などの情報を提供する素材一覧を含む。) さらに、素材の追跡を可能にする、移送する素材、つまり、生きている、または死んでいる有機体、組織、胚、生殖細胞(例;配偶子、花粉、卵子、精液)、血管を流れる液体(例;血液、樹液)、残留物、排泄物、摩砕、

抽出物、タンパク質、酵素、脂質、炭水化物、核酸、 一次および二次代謝産物

などの隔離された天然化合物;細胞培養、隔離された微生物、遺伝子情報、クロ

ーン遺伝子、組み換え細菌に挿入した有機体のゲノムライブラリー、増幅核酸、

素材から派生する子孫を定義しなければならない。継続して記入し、最後には

「最終行」と明記する。)

第4条. 「当事者」の義務。

- a) 「当事者」は、「提供者」から得た全ての素材の識別システムを決定し、移 送した素材の管理を維持する。
- b) 「当事者」は、_____(周期を明記する)受け取った素材に関係する調査 の結果に関する、 件の進捗レポートを提供する。
- c) 「当事者」は、受け取った素材の利用に関する出版物全てにおいて、当ATM を参考文献とし、「提供者」へ出版物のコピーを送付する。
- d) 「当事者」が、知的財産権の保護制度を通じ移送された素材を元に調査の結果を保護する場合、これらの権利を保証する手続きを行う前に、事前に「提供者」およびCONAGEBIO技術事務局に通知する。

第5条. 国内および国際法規の遵守。

当ATMは、いかなる場合であっても、CONAGEBIO技術事務局によって付与される生物多様性の遺伝学的および生化学的要素および資源へのアクセス許可に代わることはない。

当ATMの規定に関連する知的財産権は、これに関する、国内および国際法規における規定に従わなければならない。

「当事者」は、その国、および通過国で有効な素材の移動に関する規則および 要件を遵守する責任を負う。

第6条. 連続する移送。

「当事者」は、「提供者」の文書による事前承認なしで、元の素材、複製を第三者へ移送出来ない。第三の当事者が存在する場合、この人物は「提供者」および元来の「当事者」間の当合意における条件に従う。

第7条. 移送された素材の起源および/または原産地。

「当事者」は、常に移送された素材の起源および/または原産地を明記し、「提供者」による素材や情報から実施した調査の結果としての出版物においてそれら

を表記する。

第8条. 利益の分配。

生物多様性条約 (1994)および生物多様性法(1998)の目的を元に、当ATMを通じ、「当事者」および「提供者」間での遺伝学的および生化学的要素および生物多様性の資源の利用より派生した利益の分配、つまり研修、技術の移転、共同研究、インフラ設備への投資などについて合意することができる。

第9条. 違反および議論の解決。

「提供者」は、自身が違反を行なった事を確認した場合、当ATMを取り消す権利を持つ。当事者のどちらかによる、違反または当契約から派生する議論の場合、現行法の規定に従う。

第10条 同意。

「提供者」により移送された素材を一度でも保持したら、当ATMの条項の「当事者」による承認を意味する。

第11条. 通知。

通知、通信は、文書、FAX、書留、双方への電子確認文書を添付した電子メールで登録できる。

第12条. コスタリカ法規の適用。

当合意は、コスタリカの法律が適用される。

第13条. 技術事務局の承認。

これらの決議は、生物多様性法第74条の規定に従い、CONAGEBIO技術事務局により承認され、「提供者」もしくは「当事者」は事務局にこれを提出する。

第14条. 期間。

当合意は署名後適用され、	目まで	
期間有効である。		

期限になると、「当事者」は、移送された素材を「提供者」へ費用を負担させず

に、破壊もしくは「提供者」へ返却し、「提供者」の指示に従う。

第7条は永久に有効で、当合意の終了後も存続する。

第15条. 謄本

当合意は、双方に対し謄本を発行する。双方は、その公式文書化のため、公証人に対し謄本を提出する権利がある。

提供者	当事者
日付	日付

これらの条項の他に、資源の移送の合意は以下の点に関する規定を含めることができる:

- a. 提供する素材の同一性および/または質に関する提供者による保証。
- b. 定義。
- c. 採取活動による環境への影響を最低限に抑える義務。
- d. 当事者どちらかの法的責任を制限する出来事(自然災害、火事、洪水など)。
- e. 機密保持条項。
- f. 保証。
- g. その他、コスタリカ法定に従う。

付属II. 生物多様性の構成要素および遺伝学的および生化学的資源へのアクセスのための行動規範

目的:

当行動規範は、*生息域内*および*生息域外状態*に関わらず、遺伝学的および生化学的要素および生物多様性の資源の合理的なアクセスおよび維持可能な利用の推進、遺伝学的侵食リスクの削減、これらの要素および資源の提供者やユーザーの利益を保護する事を目的とする。

特定の目的:

- a. 環境、地域、先住民族の伝統や文化を尊重し、生息域内状態の遺伝学的 および生化学的要素および生物多様性の資源の保全、採取および利用を 推進する;
- b. 農家、科学者、機関、民間企業、大学、その他が遺伝学的および生化学 的要素および生物多様性の資源の保全および利用を目的とする活動に参 加することを奨励する;
- c. 遺伝学的および生化学的要素および生物多様性の資源の遺伝学的侵食および恒久的な損失を回避する;
- d. 関連するバイオセキュリティーのメカニズムを適用し、遺伝学的素材の 交換や相当する技術情報の交換などを推進する;
- e. 全てのアクセスが国内法を尊重して行われるよう貢献する;
- f. 遺伝学的および生化学的要素および生物多様性の資源の保全や改善にかかる費用を考慮し、提供者または供与体およびユーザー間でアクセスにより派生した利益の分配を推進する。

性質:

これは、遺伝学的および生化学的要素および生物多様性の資源の一定の保全や可用性は全人種にとって利益となるという原則に基づく。

誓約:

憲法第6条で定義の国土の領域に存在する遺伝学的および生化学的要素および 生物多様性の資源へのアクセス活動を実施しようとする個人および法人は、これに署名する。これにより、以下の誓約を遵守する意思を意味する:

- a. 国内法規を尊重する。
- b. コスタリカ司法権による行政機関および裁判所に対し、苦情を解決する。
- c. 生物多様性の遺伝学的および生化学的要素および資源へのアクセス許可 の付与のための既存の手続きを尊重し続ける。
- d. 国内当局が求める情報を提供する。
- e. 正確な情報を提供し、情報の変更が迅速に通知する。
- f. 国内当局へ提出した文書で表明した目的に従い、遺伝学的および生化学 的要素および資源を利用する。
- g. 付与された許可の遵守を確認するため、国内当局の訪問時に協力する。
- h. アクセスした遺伝学的および生化学的要素および資源の利用およびその 後の移送先を国内当局へ通知する。
- i. 知的財産権保護制度を通じ、いくつかの工夫を保護するあらゆる行動を 国内当局へ通知する。
- j. 遺伝学的および生化学的資源および生物多様性の構成要素へのアクセス により派生した、可能な金銭的、非金銭的利益の交渉において最善を尽 くす。.
- k. 生物多様性の利用に関連する、先住民族および地域社会の慣習、知識および工夫の保護方法を尊重し、遵守する。
- 1. アクセスにより派生した利益が、公正で衝平に関係者間で分配されるよう努める。.

- m. あらゆる出版物、手続き、許可を付与したその後の利用において、アクセスした遺伝学的および生化学的要素および資源の起源を記録する。
- n. 維持可能な方法、または環境への影響を緩和し、アクセス活動を実践する。

付属III. 生物多様性の構成要素および遺伝学的および 生化学的資源へのアクセスのための枠組合意モデル

我々	は、国家生物多様性管理委員				
会会長法定代理人として、政令第	号に従い、権限を持ち、(公立				
大学または研究機関の法定代理人として	の役割も含む)				
遺伝学的および生化学的要素および生物	 多様性の資源のアクセスのための当枠				
組合意を締結することで同意し、これは、	, el cual se regirá por el 1994年7月28				
日付官報第143号で発表された1994年6月	月30日付第7416番法により批准された				
生物多様性条約、1988年5月27日付官報賃	第101号にて発表された1988年4月30日				
付生物多様性法第7788番、2003年12月	15日付官報第241号2003年10月3日付				
MINAE 政令第31514号により規定された	、遺伝学的および生化学的資源および				
生物多様性の構成要素へのアクセスのた	めの一般規定(以下「規定」)、200_年				
月付官報第号MINAE政令第	_により定められた生息域外状態の遺				
伝学的および生化学的資源および生物多	様性の構成要素へのアクセスのための				
規 則 (以 下 「 <i>生</i>	息域外規則」)				
	およびその改正、関連法				
規関連法規および以下の規定に従い、適用される:					

背景事項:

- I. 生物多様性条約の規定に従い、国は、あらゆる遺伝学的および生化学的要素 および資源の利用など、公有資産を構成する生物多様性の要素の探査、調査、 生物資源探索および利用を承認し、生物多様性の構成要素に関する完全で独 占的な主権を行使する。
- II. 国は、生物多様性法第7788号により、生物多様性の保全および資源の維持可能な利用、派生する利益および費用の公正で衝平な分配を一般的な目的として定める。
- III. 生物多様性法第14条は、MINAEの分権的な組織として法的機関の指示の下 CONAGEBioを創設した。その権力の中には、適切な科学・技術移送および 利益の公平な分配を保証する、遺伝学的および生化学的資源および生物多様 性の構成要素および関連知識へのアクセスのための政策の調整を含む。
- IV. 前述法の第V章第62条および第85条は、遺伝学的および生化学的資源および 生物多様性の構成要素へのアクセスを調整する国内当局であると表明する。
- V. 法規により、技術事務局は、生物多様性の遺伝学的および生化学的要素および資源へのアクセス申請を手続き、承認、却下、監視する機能などを持ち、必要であると見なされる、確認および管理業務を行うことなどが出来る。
- VI. 生物多様性法第10条および遺伝学的および生化学的要素および資源へのアクセスのための一般規定第1条は、遺伝学的および生化学的要素および資源へのアクセスを推進、容易にし、調査および前述の技術の移送の発展を支援しながら、生物多様性の要素の維持可能な利用および、調査および技術の発展に対する、あらゆるセクターの参加を制限しない事を目的の一つと定める。
- VII. 生物多様性法第74条および遺伝学的および生化学的要素および資源へのアクセスのための一般規定第21条により、公立大学および適切に登録されたその他の調査機関は、アクセス許可および作業報告書の手続きを行うため、定期的にCONAGEBIOと枠組合意を締結することが出来る。
- VIII. 公立大学または研究機関のための重要な背景事項を含み、これをもって CONAGEBIOが当枠組合意を締結する。
- IX. これらの背景事項を元に、前述の規定の適用において、双方は、以下の条項

を含める当枠組合意を締結する。

条項:

1. 適用範囲: 当合意には、憲法第6条で定義の国土の領域に存在する、基礎研究、
生物資源探索および商業的利用のための遺伝学的および生化学的資源および生
物多様性の構成要素へのアクセスのための手続きおよび申請が適用され、これ
はが実施し、規定の経過措置1および2、生息域外規則の経過措置I、II、
IVの規定を考慮し、当合意およびコスタリカ法規に記載の制度に従う。アクセ
ス許可の承認または却下は、技術事務局によって発行された決議を通じて行わ
れ、生物多様性法、規定、生息 <i>域外</i> 規則 <i>およひ</i> 関連法規の定めるところに従う。
2. アクセスの場所:遺伝学的および生化学的要素および資源は、以下において
<i>生息域内</i> 状態で採取される:
。また、生息域外
状態において以下の場所でアクセスを行う:
3. 当事者登録 :は、CONAGEBIO技術事務局に対し、規定第8
け行い、は、前述の条項により必要とされる全情報を登録のため
に提出しなければならない、また、一度だけ法定代理人の署名を確認する。本
登録に基づき、技術事務局はアクセス許可に関連する今後の手続きにおいて、
の弁護士による署名の確認を免除し、機関に対し対象のアクセスカー
ドを発行する。このカードは、当合意の条項に記載の場合、また合
辛の左執期間内に用山塔となる(両にない)でDIOな際四十てなるに左執るとて
意の有効期間内に提出様々な計画においてPICを管理するために有効である。
息の有効期间内に提出様々な計画においてPICを管理するために有効である。 は、法定代理人を通じて、唯一の登録が行われた元来の条件の変更や
は、法定代理人を通じて、唯一の登録が行われた元来の条件の変更や
」は、法定代理人を通じて、唯一の登録が行われた元来の条件の変更や 修正があった場合、文書により技術事務局へ通知し、技術事務局はその元々の
は、法定代理人を通じて、唯一の登録が行われた元来の条件の変更や修正があった場合、文書により技術事務局へ通知し、技術事務局はその元々の情報を更新し、法定代理人への委任に関し、コスタリカ法規における規定を考
は、法定代理人を通じて、唯一の登録が行われた元来の条件の変更や修正があった場合、文書により技術事務局へ通知し、技術事務局はその元々の情報を更新し、法定代理人への委任に関し、コスタリカ法規における規定を考慮する。

当条項に記載の唯一の登録は、当合意の有効期間に準ずる。

4. アクセス申請書: 「法律、規定および生息域外規則における前述の条項および規定での定められた内容を元に、この点に関して各機関と交渉を行う。」

実行する全ての計画で、生物資源探索または商業的利用に関わらず、許可の目的の修正に対し、CONAGEBIO技術事務局へ迅速な通知を送付し、各場合に応じて、規定での定められた要件を遵守することが義務付けられる、規定第9条第4節a)項の条件に従い、前述の申請書における全てのアクセス許可をカバーする年次誓約表明をこの文書に添付する。

- **5. 技術指針**: 「法律、規定および生息域外規則における前述の条項および規定 での定められた内容を元に、この点に関して各機関と交渉を行う。」
- 6. 管理費およびその他の費用の支払い (*):______
- 7. 期間: 当合意は、_____年の期間で、これは、署名の日から数えられる。____ 年の追加期間で延長でき、生物多様性法第7788号第74条および 規定第21条および関連法規における規定に従って確認した、CONAGEBIOの承認がある場合、_____ は、ここに定める期間の終了の最低3ヶ月前に文書でCONAGEBIOに対し延長を申請する。更新の意思に関する通知がなく、3ヵ月が経った場合、更新なしとしてみなされ、終了までの期間に合意の結果の最終評価を行う。
- **8. 責任者**: 生物多様性法第74条および規定第21条の条件において、責任者は __________________________________ は、CONAGEBIOおよび技術事務所 に対し、当合意の条項 __および__の規定に従い、これに関する修正を通知する。
- **9. 起源の保証**: ______は、 あらゆる出版物、手続きおよびその後の利用における、アクセスした遺伝学的および生化学的要素および資源の起源を明記する事を約束する。

- 14. 変更および事前の終了: 双方のどちらかが、当同意の修正を希望する場合、相手方が分析できるよう、それを文書で表明し、生物多様性法第74条および規定第21条に定める機関を通じ、相手方は2ヵ月で受諾、却下または反対提案の提出を行う。さらに、双方のどちらかが、相手方に最低3ヵ月前に文書で当枠組合意の終了決定を通知し、終了することができる。双方のどちらかが、枠組合意またはコスタリカ法規に定められた、遺伝学的および生化学的要素および資源へのアクセスに関する条件を遵守しなかった場合、取消となる。存在する計画および実行中の計画は、有効な法規に矛盾しない限り、終了まで継続する。
- **15. 議論の解決**: 当枠組合意の行使に関連する異議または異論は、双方の対話を通じ解決するように努める。
- **16. その他の条項**: 当合意は、双方が適切であると見なすその他の条項を記載することができる。
- **17. 適用法規**: 当枠組合意で規定されない点は、関連のコスタリカ法規が適用される。

20	年	月_	目、_		_市にて、	このこ	文書に明記る	された条件に	こお
いて、	我々の	同意を表	長明し、	この条件	に従い、	原本2	部に署名す	る。	
(*) =	れらの	条項は、	生物多	様性法お	よびMIN	AE政	令第31514 ⁻	号に従い法的	扚規
定を定	ぎめ、こ	れらは崩	族格に遵	守されな	ければな	らず、	交渉は不可	「能である。	
							_		

CONAGEBio委員長公立大学または研究機関の法定代理人